

## 令和6年度家畜人工授精師養成講習会（家畜人工授精：牛）開催計画

### 1 目的

畜産振興の基礎をなす家畜の改良増殖を計画的に推進するため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づいて行う家畜人工授精師養成講習会において、家畜人工授精に関する技術・知識を習得させ、畜産振興の技術的中核者となる家畜人工授精師を養成することを目的とする。

### 2 開催期間及び期日

- (1) 前期（学科）：令和6年8月8日（木）から8月30日（金）まで 12日間（土日・8/12～16休講）  
 (2) 後期（実習）：令和6年9月2日（月）から9月13日（金）まで 10日間（土日休講）

### 3 開催場所

長野県畜産試験場（長野県塩尻市片丘10931-1）

### 4 受講人員

20名以内

※定員を上回る希望があった場合は、受講できないことがある。

受講者の優先順位は以下のとおり。

- ① 県農業大学校実科生
- ② 県内在住の授精業務従事予定者
- ③ ①②以外の県内在住者
- ④ 県外在住者

### 5 講習科目、時間及び講師

区分	科目	時間	講師
学 科	畜産概論	4	畜産試験場 家畜保健衛生所 園芸畜産課 外部講師
	家畜の栄養	3	
	家畜の飼養管理	3	
	家畜の育種	7	
	関係法規	5	
	生殖器解剖	5	
	繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）	13	
	精子生理（雄繁殖生理）	7	
	種付けの理論（妊娠と分娩）	4	
	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	17	
実 習	家畜の飼養管理	4	畜産試験場 家畜保健衛生所
	家畜の審査	7	
	生殖器解剖	4	
	発情鑑定	6	
	精液精子検査法	8	
	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	45	

## 6 日程

区分	月 日	科 目	時間
学 科	8月8日(木)～ 8月28日(水)	開講式 学科講義	6 8
	8月29日(木)～ 8月30日(金)	学科修業試験 (2日間)	
実 習	9月2日(月)～ 9月12日(木)	実習	7 4
	9月14日(金)	実習修業試験・閉講式 (1日間)	

※土日・8/12～16は休講

## 7 受講の手続き

県内の受講希望者は、次の書類を住所地を所轄する県地域振興局を經由して知事に提出するものとする。ただし、農業大学の学生については、大学を經由するものとする。

県外の受講希望者は、次の書類を県農政部園芸畜産課畜産経営係あてに直接提出するものとする。

- (1) 受講申請書 (別記様式第1号の1)
- (2) 講習会受講及び修業試験の免除申請書 (別記様式第2号) ※該当者のみ  
大学等において免除対象科目修めたことを証する書面を添付
- (3) 略歴書 (別記様式第3号)  
本籍地 (都道府県名のみ)、住所地、生年月日、最終卒業年次及び職歴等を記載し、申込前6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、正面向き、無背景の写真を貼付したもの。
- (4) 所属長等の推薦書 (別記様式4号、ただし農業大学の学生は不要、農家は経営主の推薦)
- (5) 連絡先等 記入用紙

## 8 受講申請期間

令和6年5月27日(月)から6月28日(金)まで

(県内の受講希望者は地域振興局、県外の受講希望者は園芸畜産課必着)

## 9 受講者の決定

7の受講申請に基づき、審査の上受講することが適当と認められるものについては、受講証をもって通知する。

## 10 受講料

家畜人工授精講習会の受講料は50,000円とする。なお、受講料の徴収は7で定める受講申請書を受理した後に知事が発行する納入通知書により行うものとする。

受講者は下記テキストを開講までに各自で用意するものとする。

テキスト：家畜人工授精講習会テキスト (家畜人工授精編)  
発行及び問い合わせ先：(一社) 日本家畜人工授精師協会

なお、受講料納付後の返金は行わない。

## 11 修業試験の実施

5で定めた科目を受講し、かつ、その受講時間数が家畜改良増殖法施行規則第24条第2項に規定する受講時間数に達した者は、修業試験を受験することができる。(ただし7の(2)の学科目取得証明書を提出した者については、当該科目についての学科試験を免除する。)

## 12 合格基準

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目平均60点以上とする。ただし、次の者は不合格とする。

- (1) 50点未満の科目が2科目以上ある者。
- (2) 40点以下の科目がある者。

## 13 その他

### (1) 実習中の事故に対する保険

実習期間中の事故に備え、受講者は保険に加入すること。対応可能な保険及び具体的な加入日時については、受講決定後に通知する(3,000円程度の自己負担予定)。

なお、既に保険に加入している者は別途加入の必要はない。

### (2) 講習期間中の宿泊先

宿泊施設(ホテル・旅館)は受講者各自で手配すること。